

八尾市条例第 20 号

木村家住宅の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 18 条の規定に基づき、八尾市東本町二丁目 47 番 7 ほかに所在する国登録有形文化財である木村家住宅（木村家住宅を活用した文化財の継承及び地域の活性化を目的とする施設並びに駐車場を含む。以下「施設」という。）の公共施設等運営権（法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第 5 条第 1 項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等運営権の設定)

第 2 条 市長は、法第 16 条の規定により、選定事業者（法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、施設の運営等（法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

(民間事業者の選定の手続)

第 3 条 前条の規定により公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他の市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認めた者を選定事業者として選定する。

- (1) 施設の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な運営等ができること。

(運営等の基準)

第 4 条 第 2 条の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、施設を常に良好な状態におい

て維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

- 2 施設の休館日、開館時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

(業務の範囲)

第5条 公共施設等運営権者は、文化財の継承及び地域の活性化に資する企画その他施設の運営等に関する業務を行う。

- 2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。

(利用料金)

第6条 施設の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の額は、施設の利用状況等を勘案して適正な額を公共施設等運営権者が定める。

- 2 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合には、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(公共施設等運営権の対価)

第7条 市長は、公共施設等運営権者から、法第20条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収することができる。

- 2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。